

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月9日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名 小堀 清次

報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,060,000	@255,000円×12カ月=3,060,000円
2 その他	379,222	自己資金
収入合計	3,439,222	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	54,081	54,081	
研修費	147,203	147,203	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	87,419	87,419	
広報・広聴費	2,100,834	1,900,834	
人件費	0	0	
事務・事務所費	1,049,685	870,463	
支出合計	3,439,222	3,060,000	

会派の名称・議員氏名 小 堀 清 次

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 行政視察	11/8～11/10	本市のガイダンス施設や博物館等の展示施設の展示方法やボランティアの活用方法など運営方法について調査研究を行うため、大牟田市の「石炭遺構」及び「石炭産業科学館」を訪問した。
団体への会費の支出	4/1～3/31	防災や減災に係る様々な情報を収集するため「日本防災士会」の会費を支出した。 援護行政に係る情報を収集するため、堺市内において、国際平和や被爆援護行政のさらなる推進を求める取り組みを行っている「堺広長会」及び「堺原爆被害者 2 世の会」の会費を支出した。
【研修費】	4/1～3/31 5/19～	人権や地域課題を学習及び情報交換をするため、政党の枠を超えて学習及び情報交換を行っている「おおさかヒューマンライツ自治体議員の会」に会費を支出した。 超高齢時代の介護の在り方や課題の解決策を検討するため介護職員初任者研修及び介護職員実務者養成研修を受講した。
【広報・広聴費】	4/1～3/31	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため、報告書を作成及び配布、並びに街頭報告を行った。
【事務・事務所費】	4/1～3/31	政務活動を行うため、南区高倉台に事務所を設置し、通信費や光熱水費等の関連経費を支出した。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.4.3	1		2,200	-2,200	本代	⑥	
3.4.6	2		3,852	-6,052	水道代	⑨	
3.4.6	3		2,322	-8,374	ガス代。電気代(3月分)	⑨	
3.4.6	4		5,632	-14,006	インターネット代(3月分)	⑨	
3.4.9		765,000		750,994	政務活動費1期分受け入れ		
3.4.13	5		500	750,494	駐車代	⑦	
3.4.14	6		400	750,094	駐車代	⑦	
3.4.16	7		200	749,894	駐車代	⑦	
3.4.17	8		1,012	748,882	本代	⑥	
3.4.20	9		50,900	697,982	事務所の賃借料	⑨	
3.4.23	10		5,632	692,350	インターネット代(4月分)	⑨	
3.4.23	11		2,486	689,864	ガス代。電気代(4月分)	⑨	
3.4.26	12		8,480	681,384	固定電話代	⑨	
3.4.26	13		15,470	665,914	政務活動用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
3.4.26	14		6,160	659,754	本代	⑥	
3.4.28	15		990	658,764	本代	⑥	
3.4.28	16		2,090	656,674	本代	⑥	
3.4.30	17		1,540	655,134	プロバイダー代	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.5.7	18		5,162	649,982	日本防災士会。会費	①	
3.5.10	19		1,152	648,830	堺広長会 (年会費)	①	
3.5.18	20		50,900	597,930	事務所の賃借料	⑨	
3.5.19	21		39,800	558,130	介護職員研修受講料	②	
3.5.21	22		2,374	555,756	ガス代, 電気代	⑨	
3.5.24	23		5,632	550,124	インターネット代	⑨	
3.5.26	24		16,065	534,059	政務活動用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
3.5.27	25		2,794	531,265	本代	⑥	
3.5.30	26		4,041	527,224	水道代	⑨	
3.5.31	27		1,540	525,684	プロバイダー代	⑨	
月計		0	129,450	-129,450			
累計		765,000	239,316	525,684			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.6.3	28		3,152	522,532	堺広長2世の会 年会費	①	
3.6.7	29		4,620	517,912	本代	⑥	
3.6.11	30		1,658	516,254	来客用お茶代	⑦	
3.6.18	31		50,900	465,354	事務所の賃借料	⑨	
3.6.20	32		2,900	462,454	コロナ対策スクリーン	⑨	
3.6.21	33		5,632	456,822	インターネット代	⑨	
3.6.21	34		2,532	454,290	ガス代 . 電気代	⑨	
3.6.24	35		1,000	453,290	本代	⑥	
3.6.25	36		8,458	444,832	固定電話代	⑨	
3.6.25	37		4,037	440,795	新聞購読料	⑥	
3.6.28	38		14,745	426,050	政務活動用携帯電話代及びWi-Fi代	⑨	
3.6.28	39		2,860	423,190	本代	⑥	
3.6.28	40		902	422,288	本代	⑥	
3.6.28	41		1,100	421,188	本代	⑥	
3.6.28	42		1,760	419,428	本代	⑥	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
3.6.28	43		1,980	417,448	本代	⑥	
3.6.28	44		733	416,715	本代	⑥	
3.6.28	45		2,200	414,515	本代	⑥	
3.6.28	46		605	413,910	本代	⑥	
3.6.28	47		2,090	411,820	本代	⑥	
3.6.30	48		1,540	410,280	プロバイダー代	⑨	
3.6.30	49		400	409,880	駐車代	⑦	
3.6.30	50		3,000	406,880	大阪ヒューマンライツ 自治体議員の会会費	②	
月 計		0	118,804	-118,804			
累 計		765,000	358,120	406,880			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.7.2	51		200	406,680	駐車代	⑦	
3.7.4	52		400	406,280	駐車代	①	
3.7.5	53		2,200	404,080	電池代	⑦	
3.7.6	54		500	403,580	駐車代	⑦	
3.7.7	55		3,080	400,500	本代	⑥	
3.7.9		765,000		1,165,500	政務活動費2期分受入		
3.7.10	56		1,760	1,163,740	本代	⑥	
3.7.10	57		800	1,162,940	駐車代	⑦	
3.7.11	58		361,620	801,320	市政報告郵便代	⑦	
3.7.12	59		4,196	797,124	南区外郵送料	⑦	
3.7.14	60		383,900	413,224	市政報告印刷代等	⑦	
3.7.15	61		400	412,824	駐車代	⑦	
3.7.20	62		660	412,164	駐車代	⑦	
3.7.21	63		50,900	361,264	事務所の賃借料	⑨	
3.7.21	64		5,632	355,632	インターネット代	⑨	
3.7.22	65		2,750	352,882	ガス代。電気代等	⑨	

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.7.25	66		4,300	348,582	新聞購読料	⑥	
3.7.26	67		17,099	331,483	政務用携帯電話代及びポケットWiFi代	⑨	
3.7.27	68		500	330,983	駐車代	⑦	
3.7.27	69		98,703	232,280	介護実務者養成研修費	②	
3.7.28	70		400	231,880	駐車代	⑦	
3.7.28	71		1,000	230,880	かるた1箱	⑦	
3.7.29	72		200	230,680	駐車代	⑦	
3.7.30	73		200	230,480	駐車代	⑦	
3.7.30	74		3,852	226,628	水道代	⑨	
月 計		765,000	946,252	-180,252			
累 計		1,530,000	1,303,372	226,628			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.8.2	75		1,540	225,088	プロバイダー代	⑨	
3.8.5	76		2,068	223,020	南区外郵送料	⑦	
3.8.9	77		238,800	-15,780	ポスティング代(手数料100円)込み	⑦	
3.8.16	78		50,900	-66,680	事務所の賃借料	⑨	
3.8.20	79		3,288	-69,968	ガス代、電気代等	⑨	
3.8.20	80		400	-70,368	駐車代	⑦	
3.8.23	81		1,045	-71,413	インターネット代	⑨	
3.8.23	82		5,000	-76,413	研修。補講費代	②	
3.8.25	83		9,789	-86,202	固定電話代	⑨	
3.8.26	84		26,681	-112,883	政務用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
3.8.29	85		4,300	-117,183	新聞購読料	⑥	
月計		0	343,811	-343,811			
累計		1,530,000	1,647,183	-117,183			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.9.6	86		9,530	-126,713	電池代、インク代	⑨	
3.9.11	87		764	-127,477	お茶代	⑦	
3.9.16	88		3,286	-130,763	ガス代、電気代等	⑨	
3.9.17	89		50,900	-181,663	事務所の賃借料	⑨	
3.9.18	90		2,666	-184,329	本代	⑥	
3.9.27	91		35,238	-219,567	政務用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
3.9.27	92		1,667	-221,234	ガソリン代	⑦	
3.9.27	93		2,000	-223,234	駐車代	①	
3.9.30	94		4,300	-227,534	新聞購読料	⑥	
月計		0	110,351	-110,351			
累計		1,530,000	1,757,534	-227,534			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.10.1	95		200	-227,734	駐車代	⑦	
3.10.4	96		4,798	-232,532	水道代	⑨	
3.10.5	97		400	-232,932	駐車代	⑦	
3.10.6	98		400	-233,332	駐車代	⑦	
3.10.8		765,000		531,668	政務活動費3期分受入		
3.10.15	99		200	531,468	駐車代	⑦	
3.10.15	100		50,900	480,568	事務所の賃借料	⑨	
3.10.25	101		8,363	472,205	固定電話代	⑨	
3.10.26	102		21,660	450,545	政務用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
3.10.28	103		4,300	446,245	新聞購読料	⑥	
		765,000	91,221	673,779			
		2,295,000	1,848,755	446,245			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.11.4	104		2,639	443,606	ガス代、電気代	⑨	
3.11.8	105		12,040	431,566	乗車券代	①	
3.11.8	106		11,880	419,686	乗車券代	①	
3.11.8	107		6,745	412,941	宿泊代	①	
3.11.9	108		1,040	411,901	乗車券代	①	
3.11.9	109		5,250	406,651	宿泊代	①	
3.11.10	110		1,180	405,471	タクシー代	①	
3.11.10	111		1,500	403,971	資料代	①	
3.11.10	112		1,310	402,661	乗車券代	①	
3.11.10	113		860	401,801	タクシー代	①	
3.11.10	114		420	401,381	観覧券代	①	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.11.16	115		400	400,981	駐車代	⑦	
3.11.17	116		400	400,581	駐車代	⑦	
3.11.19	117		200	400,381	駐車代	⑦	
3.11.19	118		50,900	349,481	事務所の賃借料	⑨	
3.11.19	119		2,686	346,795	ガス代、電気代	⑨	
3.11.24	120		4,400	342,395	本代	⑥	
3.11.26	121		18,929	323,466	政務用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
3.11.26	122		20,100	303,366	事業活動総合保険代	⑨	
3.11.26	123		4,300	299,066	新聞購読料	⑥	
3.11.30	124		3,852	295,214	水道代	⑨	
3.11.30	125		400	294,814	駐車代	⑦	
月 計		0	151,431	-151,431			
累 計		2,295,000	2,000,186	294,814			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3.12.1	126		400	294,414	駐車代	⑦	
3.12.3	127		200	294,214	駐車代	⑦	
3.12.16	128		3,266	290,948	ガス代、電気代	⑨	
3.12.20	129		50,900	240,048	事務所の賃借料	⑨	
3.12.23	130		4,300	235,748	新聞購読料	⑥	
3.12.24	131		750	234,998	コピー用紙代	⑨	
3.12.27	132		18,932	216,066	政務用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
3.12.27	133		8,522	207,544	固定電話代	⑨	
月計		0	87,270	-87,270			
累計		2,295,000	2,087,456	207,544			

務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.1.7		765,000		972,544	政務活動費4期分受入		
4.1.12	134		400	972,144	駐車代	⑦	
4.1.13	135		459,477	512,667	市政報告郵便代	⑦	
4.1.17	136		50,900	461,767	事務所の賃借料	⑨	
4.1.18	137		382,140	79,627	市政報告印刷代	⑦	
4.1.18	138		10,584	69,043	市政報告郵便代(南区外切手代)	⑦	
4.1.22	139		1,980	67,063	本代	⑥	
4.1.26	140		2,660	64,403	ガス代、電気代	⑨	
4.1.26	141		18,930	45,473	政務用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
4.1.29	142		4,300	41,173	新聞購読料	⑥	
4.1.31	143		3,852	37,321	水道代	⑨	
月 計		765,000	935,223	-170,223			
累 計		3,060,000	3,022,679	37,321			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.2.16	144		600	36,721	駐車代	⑦	
4.2.18	145		200	36,521	駐車代	⑦	
4.2.20	146		4,384	32,137	ガス代、電気代	⑨	
4.2.21	147		4,128	28,009	インク代	⑨	
4.2.21	148		50,900	-22,891	事務所の賃借料	⑨	
4.2.25	149		9,081	-31,972	固定電話代	⑨	
4.2.26	150		4,300	-36,272	新聞購読料	⑨	
4.2.28	151		19,012	-55,284	政務用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
月 計		0	92,605	-92,605			
累 計		3,060,000	3,115,284	-55,284			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4.3.12	152		200	-55,484	「みなともネット」参加費	②	
4.3.12	153		500	-55,984	駐車代	②	
4.3.12	154		238,700	-294,684	ポスティング代	⑦	
4.3.16	155		400	-295,084	駐車代	⑦	
4.3.17	156		50,900	-345,984	事務所の賃借料	⑨	
4.3.17	157		3,421	-349,405	ガス代、電気代	⑨	
4.3.23	158		1,280	-350,685	USBメモリ	⑨	
4.3.28	159		18,885	-369,570	政務活動用携帯電話代及びポケットWi-Fi代	⑨	
4.3.28	160		4,300	-373,870	新聞購読料	⑥	
4.3.29	161		1,500	-375,370	ガソリン代	⑦	
4.3.31	162		3,852	-379,222	水道代	⑨	
月 計		0	323,938	-323,938			
累 計		3,060,000	3,439,222	-379,222			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

管理責任者 (議員名)	小堀 清次		
事務所名	小堀セイジ事務所		
所在地	〒590-0117 堺市南区高倉台 2-19-17 TEL 072 (292) 8619		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所		<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 <u>高倉寺自治会</u>)
	他用途との兼用 <input type="checkbox"/> 有 ⇒ <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)	
延べ面積	69.4 m ²	賃借料	月額 50,900 円 (政務活動費充当額 50,900 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	100 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m ² /延べ面積 (m ²) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・100% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・100% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・100% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・100% <input type="checkbox"/> その他 ()・・・ %	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
	【所在地】		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	元年10月～ 50,900円 (消費税2%3.77%により) 50,000円 × $\frac{100}{108} = 46,296$ 円 46,296円 × $\frac{110}{100} = 50,925$ 円 → 50,900円		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

賃貸人 高蔵寺自治会（以下甲）と 賃借人 小堀清次（以下乙）の甲乙間において、次の通り契約を締結した。

第1条

甲はその所有する下記に表示する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

1. 建物所在：堺市南区高倉台二丁十九番十七号
2. 種類：事務所
3. 構造：鉄骨造ストレート葺き階段建
4. 床面：69.4 m²

第2条

令和元年七月壹日から令和貳年六月三十日までの壹年間、甲はその所有する建物を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。

第3条

賃料は、壹か月 金 五万円也とし、乙は毎月末日までにその翌月分を甲の指定する銀行口座に振り込んで支払うものとする。また、1ヵ月に満たない月の賃料は、日割計算とする。ただし、賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の賃料との比較などにより不相当となったときは、甲乙間で協議の上、賃料の増減をすることができる。

第4条

乙は、建物を事務所の目的で使用する。

第5条

乙は次の場合には、事前に甲の書面による承諾を受けなければならない。

1. 建物の模様替え、または造作その他の工作をするとき。
2. 賃借権の譲渡若しくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。
3. 使用目的を変更するとき

第6条

乙が次の場合の1つに該当したとき、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとする。

1. 賃料の支払いを 3ヶ月以上怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を害すると認められるとき。
3. 本契約6条その他本契約に違反したとき。

第7条

乙は甲に対し3ヶ月の予告をもって本契約の解約を申し入れることができる。但し、乙は予告に代え3ヶ月分相当の賃料相当額を甲に支払い、即時に解約することができる。

第8条

甲は建物に関する公租公課を負担し、乙は電気、水道、ガス等の使用料を負担する。

第9条

本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第10条

乙は、本契約が終了したときは、甲と協議のうえ定めた期日までに自己の所有又は保管する物件すべてを自己の費用で収去し、本件建物を原状に復したうえ甲の立会いのもと、甲に明け渡すものとする

2. 乙は前項の場合において、移転料、立退料その他これに類するものを甲に請求してはならない。

第11条

甲及び乙は、信義に基づき本契約を履行するものとし、本契約各条項に定めない事項が生じたとき又は本契約の条項の解釈に疑義が生じた

ときは、誠意をもってこれを協議解決するものとする。

上記の通り契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自押印の上各1通を保管するものとする。

令和元年6月27日

賃貸人 (甲)

住所 堺市  2-14-14
高島台会

氏名 会長 

賃借人 (乙)

住所 堺市 

氏名 小堀清次 

出張報告書

2022年3月1日

会派の名称・議員氏名 小堀 清次

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的

- ・大牟田市石炭遺構の視察
- ・大牟田市石炭産業科学館の視察


2. 期間

2021年11月8日（月）～11月10日（水）

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	11月9日	10:00～17:00	大牟田市 石炭遺構
②	11月10日	10:00～12:00	大牟田市石炭産業科学館
③			
④			

4. 面談者

炭都ボランティア 

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

江戸時代の「火が付く石」の発見以来、大牟田の石炭産業を支えた遺構、とりわけ負の遺産ともいふべき、囚人労働の遺構や朝鮮人社宅跡などを視察し、以降保存に取り組みられた方々からヒアリングを行った。近代化革命の原動力となった石炭の負の歴史を消し去ることなく、後世に残すことで、真実を後世に伝える取り組みを行っている点については評価できる。国家の歴史観や外交に左右されることなく、自治体として、地域の歴史を後世に伝える視点は参考にしたい。

石炭産業科学館では、石炭を知らない世代でも、追体験できる仕組みもあり、またジオラマ等で当時の状況をうかがい知ることができ、石炭のみならず、大牟田市の歴史を学び取ることができた。また、歴史を深く知るボランティアさんによる解説を受けることができ、当時の時代背景や質疑応答ができることから、理解が深まった。如何に工夫を凝らしたとしても展示だけでは陳腐化することが予想され、学びを深めるためにはボランティアによる解説は欠かすことができない。本市においても、観光ボランティアのみならず、ガイド施設や博物館などで開設できるボランティアの体制構築に取り組む必要を実感した。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

整理番号 105,106,107,108,109,110,111,112,113,114